

右種は羽倉權九郎江戸役所ニ預ケ有之、渡方之儀、同人江申達候間、勝手次第請取のもの差出し、尤書面請取候種の内、五升は支配所江、蒔付の積り、殘四升は其方役所江、預り置、追而猶望の御代官有之、諸方取極り割渡候は、其時々御勘定所江、可被相届候、

西洋麥貳升

三河口太忠

同

蓑笠之助

同

竹内平右衛門

同

山口鐵五郎

右種は羽倉權九郎江戸役所ニ預ケ置有之、割渡方之儀、同人江申渡候間、勝手次第請取のもの差遣し、且蒔付方之儀、仕法書の通相心得、猶委細の儀は、榊原小兵衛へ可被申談候、

三月

西洋麥仕法書

西洋麥蒔付方之儀、土地之善惡を嫌ひ不申、分而惡地相應いたし候由、一ケ年貳度の蒔付ニ而、春二月の彼岸ニ種を下し、五ケ月ニ而多分實法取入ニ成、右取入濟の跡地直ニ切返し、貳度目の種を蒔付、十月末ニ取入ニ成候、且春の種は淺く、秋の種は深く地をうなひ、地下の土切返し、凡地上を六寸計ニ而、床土を能平均し踏付、夫より上土をよくこなし、尤念を入候得者、荒き土ふるひに而ふるひ候位ニもみほごし、床土を地上厚サ四寸位ひにならし、作を切、寒地は春の種地上を壹寸、秋の種は貳寸、暖地は春の種外畑作同様ニ蒔付、秋の種は壹寸位に種を下し、肥等を用ふるニ不及、貳度蒔切返の節、最初の株能切返し、床土の下に納候事ニ而、若上地の内ニ交り候而者、生立惡敷、又切株取捨候得ば、翌春の實入少く候由の傳に有之候事、

但蒔付生立方の考は、其國柄地味の模様ニも寄候儀ニ而、猶農人の工夫を加へ、勘辨も可有之候、

麥栽培

〔延喜式三十九〕耕種園圃